

総務文教常任委員会記録

平成30年6月13日

【開催日】 平成30年6月13日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時40分

【出席委員】

委員長	河野朋子	副委員長	伊場勇
委員	笹木慶之	委員	高松秀樹
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	芳司修重
税務課長	石田恵子	税務課課長補佐	喜久田浩
税務課課長補佐兼固定資産税係長	伊與木登		

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第54号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
(税務)
- 2 閉会中の継続調査事項について

午前10時 開会

河野朋子委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは審査に入ります。審査内容1番の議案第54号、山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、まず執行部の説明をお願いいたします。

石田税務課長 議案第54号の山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、概要を御説明いたします。今回の条例改正は、平成30年度地方税法の改正に伴い、生産性革命を実現するための臨時、異例の措置として、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置が創設されたことによるものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要」をお配りしておりますので、これに沿って御説明します。この特例措置の内容ですが、生産性革命の実現に向けた中小企業の一定の設備（償却資産）の固定資産税の課税標準額に乗ずる割合を設備取得から3年間、ゼロから2分の1以下の範囲内で市町村が条例で定めることとされ、山陽小野田市で定める地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合をゼロとするものです。この特例措置をゼロとした市の考え方ですが、二つの理由があります。まず一つ目は、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応という厳しい事業環境に対し、中小企業の経営基盤の強化について、税制面からサポートすることで積極的な設備投資を促進し、市内経済の活性化を図る効果が見込め、中小企業者の税負担を最大限軽減するためであります。次に、二つ目として、この特例割合をゼロとした場合のみ、中小企業者向けの設備投資を対象とする国の補助金が優先採択されるといったメリットもあること、これらの理由により、特例割合をゼロといたしました。まず設備投資の内容ですが、主に大きく三つありまして、まず一つ目は市町村の導入促進基本計画に適合すること、二つ目は設備を導入することにより、労働生産性が年平均3%以上向上すること、三つ目は先端設備等導入計画を策定し、経営革新等支援機関による認定を受けた中小企業者

等で、先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等で、新たに生産、販売活動等の用に直接供されること、この三つ全てを満たす設備投資が対象となります。また、この特例措置の対象者である中小企業者等についてですが、1. 経営革新等支援機関に、策定した先端設備等導入計画の認定を受けた者、2. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、3. 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、4. 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人、この四つのいずれかに該当する中小企業者等が対象となります。対象設備としては、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもので、機械・装置であれば、販売開始時期が10年以内で、取得価格が160万円以上のもの、測定工具及び検査工具であれば、販売開始時期が5年以内で、取得価格が30万円以上のもの、器具・備品であれば、販売開始時期が6年以内で、取得価格が30万円以上のもの、建物附属設備であれば、販売開始時期が14年以内で、取得価格が60万円以上のものが条件となります。この特例措置の適用期間ですが、生産性向上特別措置法の施行の日（6月6日）から平成33年3月31日までに取得されたものが対象となります。お手元の資料の最後に全体の流れのイメージ図を付けております。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

笹木慶之委員 これの適用関係の実態はどのようになっていますか。

石田税務課長 今後のスケジュールを申し上げますと、国が導入促進指針を作成しています。市で条例改正を上程させていただきましたが、この指針を基本としながら市の実情に合わせた導入促進基本計画を策定します。それを国へ申請しまして、国から承認を受けます。中小企業者には先端設備等導入計画を作成していただき、市に認定申請をしていただきます。この中小企業者が作る計画ですが、市の計画に合致していること、かつ

労働生産性が年平均3%以上向上する計画であることが必須になります。この内容を市が審査して、最終的に認定するようになりますが、商工労働課から聞いていますのが、現在、問合せ等も入ってきている状況で、実際に何件申請が出るか分かりませんが、数件出るとはならないかということですが。

笹木慶之委員　そこが大事なところなんで。スケジュールを言われましたが、大体いつ頃までに計画を作っていつ頃承認を受けて、いわゆる申請の受付がいつ頃始まるかという見通しが分かれば教えてください。

石田税務課長　この計画は商工労働課が作成して申請をするようになりますので、今後計画を策定していくようになると思いますが、いつぐらいまでにとというのは申し訳ありませんが、税務課ではお答えしかねます。

笹木慶之委員　担当課が違うからといって、これは市の取組の問題ですから、当然この条例を出す段階ではその辺は連携を持ってされんと、言われるように問合せがあると聞いていますので、とすればおおむねどうなのかということは当然のこととして、掌握しておかなくちゃならないと思いますが、総務部長いかがですか。

芳司総務部長　今回の生産性向上特別措置法が施行され、これを受けてということで、本市としても市を挙げて支援体制作っていかうということであるのは間違いないと考えています。ただ、実際に計画を作って認定をするという作業については、先ほど課長が申しましたように経済部が担当していますので、当然情報の共有はしてまいりますけれども、向こうが中心になってくるのかなど。税務課とすればそれに先駆けた形で、そういう該当があったときに速やかに対応できるようにするというので、今回支援措置の一環として条例の改正を提出させていただいていると御理解いただきたいと思います。いずれにしても、その辺の密な連携は当然やっていくべきものと考えています。

笹木慶之委員 速やかにということですが、これは当然のことであってこれ以上は言いませんが、条例を通常出す場合には中の仕組みなりスケジュール、あるいは目的とするものがいつ頃効力を発するのかを考えた上で対応した上で、出されることを今後期待しておきます。それと、この資料の中の(4)の特例割合がゼロとありますが、これは掛ける一乗ずる一わけですから、ゼロということは全くその額ということなんですか。

石田税務課長 特例割合の率がゼロということになりますので、償却資産の固定資産税は掛からないということになります。

笹木慶之委員 ということですね。もう一点。細かいことですが、規程の「程」の字が違っているんじゃないですか。定めるほうじゃないですか。両方も。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員 該当する中小企業社が何社ぐらいあるのかと、それらの業者に対する啓もうをどのようにするかを知りたかったんですが、それは分かりますか。

石田税務課長 あくまで分かる範囲、情報として得ている範囲になりますが、恐らく出てくるのは2社程度ではなかろうかと思います。

長谷川知司委員 提出する業者ではなく、これを出すことが可能な業者は何社ぐらいいるかということなんです。

石田税務課長 申し訳ありませんが、何社ぐらい申請があるかはこちらでは把握していません。

長谷川知司委員 申請ではなくて、何社ぐらいこれを出す可能性ができる業者がいるか。またそれについて平等に情報を知らせる必要があるんじゃない

いかということで、その情報を知らせる方法を聞きたかったんですが。

芳司総務部長 可能性があるということで申し上げますと、多くの事業者が対象、可能性があると考えています。ただ、そういうことも受けて3年間の措置ですので、短期間の中で1社でも多くのそういう設備投資を促していこうという姿勢ということで御理解いただければと思っておりますし、可能性があるということで言えば、かなり多くとしかお答えできないと思っております。

長谷川知司委員 ですから、そういう可能性のある業者にこういう特例がありますよという情報を広くお知らせする必要があるんじゃないかと思うんです。ある小さな業者さんはそこまで情報を得る余裕がない場合がありますから、逆にこっちからお知らせする必要があると。そういうのをどのようにされているのかなと思ったんですが。

芳司総務部長 私どもというよりも担当が当然することになると思っておりますし、その特例措置の対象というのが先ほど説明がありましたように、規模、資本金とか従業員の数が決まっていますので、そういうところに対して特に集中的に、恐らく商工会議所等を通して積極的にこういった情報は発信されるものと考えています。

河野朋子委員長 先ほどからもあるように、ここだけの問題だけじゃなくて、むしろ商工との連携とかとも関わってきますが、ここについては条例の改正というところで審査をしていますので、ほかに質疑があれば。よろしいですか。質疑はないということで、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。以上で終わります。それでは委員会を休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前11時37分 再開

河野朋子委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。審査の2番、閉会中の継続調査事項について協議いたします。お手元にあります閉会中の継続調査事項についてで、総務文教常任委員会に関わるところでこのように調査事項を挙げておりますけれども、これについて何か御意見はありますでしょうか。このようにしてよろしいでしょうか。

森山喜久委員 このたび、給食センターもできるということで、「学校給食に関すること」を入れていただいたほうがいいかと思えます。

河野朋子委員長 森山委員から、学校給食についてというふういきちんと明記したほうがいいのではないかということですが、皆さん御意見。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では皆さん異議なしということですので、この中に「学校給食に関すること」を追加したいと思えますのでよろしくお願いいたします。それではこのように調査事項を決定したいと思えます。これについては決定したわけですが、もう一件ですが、以前からいろいろと議会の中でも話題になっています、給食の食材、今後センターになりますと青果物の納入業者についてということで、以前からもいろいろと議会からも意見が出ておりました。これは、地方卸売市場との関わりがかなり深いということになっていますので、この市場についても市民懇談会などもあって、産業建設委員会、総務委員会としても市民とも意見交換したところですが、総務委員会としては給食に関して今後大変重要なことですのでしっかりと審査をする必要があると思えますけれども、地方卸売市場との関わりが深いので、総務委員会での単独審査より、む

しろ産業建設委員会との連合審査が必要になるのではないかと思います
が、その点について皆さん御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）ということですので、給食の食材の納入につ
いてということで、産業建設常任委員会と連合で審査を進めていくこと
といたします。これについては、今後日程調整など、委員長のほうでさ
せていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼
ぶ者あり）では、6月の会期中に調整したいと思いますので、御協力よ
ろしくお願いいたします。ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、
委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

午前 11 時 40 分 散会

平成 30 年（2018 年）6 月 13 日

総務文教常任委員長 河野 朋子